

【参考様式】

障がい者訓練業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が△△△（以下「乙」という。）に委託する障がい者訓練業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 趣旨

本業務は、障がい者の就職を促進するため、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した委託訓練を実施する。乙はこの趣旨を考慮し、委託業務を実施しなければならない。

3 委託業務の内容

(1) 内容

乙は、訓練生に対し別紙カリキュラムに従い訓練を実施し、訓練目標を達成することとする。

(2) 委託業務の内容は、以下のとおりとする。

ア 訓練生の出欠席の管理及び指導

※アについて、オンライン訓練及びeラーニングコースは以下のように記載

ア 訓練生の訓練受講状況の管理（本人確認を含む）及び指導

イ 訓練の指導記録の作成

※イについて、オンライン訓練及びeラーニングコースは以下のように記載

イ 適切な方法による添削指導及び面接指導並びに指導記録の作成

ウ 受講証明書等に係る事務処理

エ 訓練生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導

オ 訓練生の住所、氏名等の変更に係る事務処理

カ 訓練生の中途退校に係る事務処理

キ 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出

ク 災害発生時の連絡

ケ 訓練実施状況の把握及び報告

コ 訓練生の能力習得状況の把握及び報告

※次のサについては、知識・技能習得訓練コース（集合訓練及び障がい者向け日本版デュアルシステム）のみ記載

サ 訓練生に対する就職支援

職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、キャリアコンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介（無料職業紹介の届出又は許可を受けている場合及び有料職業紹介の許可を受けている場合に限る）、就職支援責任者の配置等、訓練生の就職に資する取り組みを行う。

なお、就職支援責任者の業務内容は次のとおりとする。

(ア) 過去の訓練生に係る就職実績等を踏まえた障がいの態様に応じた就職支援の企画及び立案

(イ) 訓練生に対するキャリアコンサルティング等の就職支援の適切な実施及び管理

(ウ) 就職支援に関し、甲、福祉施設、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、公共職業安定所等の関係機関及び訓練生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、訓練生の特性や能力等の把握、求人情報の収集及び訓練

生への情報提供

(エ) 訓練修了生及び就職のため中途退校者の就職状況の把握、管理及び甲への報告

サ又はシ その他円滑に訓練を遂行するための一切の業務

※サについて、eラーニングコースは以下のように記載

サ その他円滑に訓練を遂行するための一切の業務（訓練受講希望者の募集及び在宅就業支援団体等との提携・面接指導の共同実施を含む）

(3) カリキュラム

別紙「委託訓練カリキュラム」のとおり（内容ごとの時間数がわかるカリキュラム）

(4) 訓練期間

年 月 日から 年 月 日まで(実訓練日数 日)

※eラーニングコースは(4)に以下のように追記

(総訓練日数 日・総訓練時間 時間)

(5) 訓練時間

別紙「訓練日程」のとおり

なお、訓練期間、訓練時間の変更は甲乙協議して定めることができるものとする。

※eラーニングコースは(6)及び(7)を削除

(6) 委託訓練の訓練場所

〇〇〇(住所 〇〇〇)

(7) 職場実習の予定

有・無

別紙企業実習先一覧のとおり(有の場合)

(8) 又は(6) 教材

乙が準備した教材を使用する。

※オンライン訓練及びeラーニングコースは以下を追記。

なお、在宅訓練に必要な設備(パソコン等)及びインターネット接続環境(モバイルルーター等)は、乙が訓練生に無償で貸与できない場合においては、訓練生が自ら用意する、又は乙が有償で貸与するものとする。

※オンライン訓練は(9)に以下のアを追記、eラーニングコースは(7)に以下のように追記

(9) 又は(7) その他

ア 面接指導方法 スクーリング・訪問指導・映像付電話等

※スクーリングの場合、実施頻度及び実施場所

※訪問指導の場合、実施頻度

※映像付電話等の場合、実施頻度及び実施内容

イ 提携・共同実施機関※ある場合

※提携・共同実施機関の名称、提携・共同実施内容、当該期間の障がい者に対する在宅就業等に関する支援内容、実績

4 委託費

(1) 甲は、乙に対して本業務に必要な経費として契約書に定める委託費を支払うものとする。

(2) 訓練生が、公共職業安定所長の指示、訓練期間中における就職、自己都合、能力習得状況の確認の結果を踏まえた受講打ち切り等により中途退校等した場合の当該訓練生に係る委託費は、中途退校までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して8割に満たない場合は、契約書により定めた1人当たりの委託契約額を総訓練日数(計画日数)

で除して委託日額（円未満切り捨て）を算定し、訓練開始日から中途退校日までに訓練を行った日数（遅刻、早退等があった日も含む。）を乗じることによって算出された額とする。

なお、訓練生が次のアからウの理由により訓練を欠席した場合は、その期間については、委託費の減額に係る総訓練時間数の8割以上の算定に当たって、算定の対象としないものとする（訓練時間から除くものとする）。

ア インフルエンザ等の感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症をいう。以下同じ）に感染し他の訓練生の健康に被害を与え得る訓練生が、甲の指示により出席停止となった場合、又は自宅待機が必要であったと甲が認める場合。

イ 大規模な災害が起こった等により、当該地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが交通が遮断されるなど回復するために1日以上の上の時間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難な場合（ただし、人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含まない。）。

ウ 法律による裁判所への参加や出廷（裁判員又は補充裁判員、刑事又は民事訴訟手続きにおける証人等）並びに裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日における裁判所への出頭が必要な場合。

なお、上記アの場合において、感染したことの確認は、医師又は担当医療関係者の証明書等の証明書類（インフルエンザに効果、効能性を持つ医療機関又は調剤薬局の処方箋や領収証を含む。）を提出させることにより行うものとする。

また、親族（民法725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。以下同じ。）又は訓練生本人の同居人（上記親族以外の者を指す。以下「同居人」という。）がインフルエンザ等の感染症に感染し、医師又は担当医療関係者が、訓練生本人を含む親族又は同居人の自宅待機が必要と判断した場合についても、同様の取り扱いとする。

さらに、上記イ及びウの場合において、欠席理由の確認は、官公署例えば市町村長、鉄道の駅長による証明、被災証明書、罹災証明書、呼出状、案内状等を提出させることにより行うものとする。

※次の(3)については、知識・技能習得訓練コース（障がい者向け日本版デュアルシステム）のみ記載

- (3) 知識・技能習得訓練コース（障がい者向け日本版デュアルシステム）による訓練の上記(2)については、職業能力講座、集合訓練、職場実習ごとに算定する。

※次の5については、知識・技能習得訓練コース（集合訓練及び障がい者向け日本版デュアルシステム）のみ記載

5 職業能力講座委託費

- (1) 甲は、乙に対して職業能力講座委託費として、契約書に定める額を支払うものとする。
(2) 支払いの対象となる職業能力講座は、1日3時間以上実施した日とし、最大4日とする。
(3) 中途退校等した場合の委託費は、訓練実施委託費に準じるものとする。

5又は6 訓練実施報告等

- (1) 委託契約書第11条第1項に定める委託訓練実績報告書については第1号様式、訓練生出席簿については第2号様式、指導日誌については第3号様式のとおりとし、それぞれ甲の指示する日までに提出するものとする。
(2) 乙は、訓練生の出席状況を常に把握し、中途退校者又はそのおそれのある者がいる場

合は、その旨を遅滞なく甲に報告すること。

また、甲から訓練生出席簿の提示を求められた場合、遅滞なく提示すること。

6又は7 安全・衛生

当該訓練の実施にあたっては事故等がないように、乙は安全、衛生に十分に注意すること。

また、乙は、訓練生が訓練受講中に事故等に遭ったときは、すみやかにその旨を甲に通知するものとする。

※以下については、障がい者向け日本版デュアルシステム、実践能力習得訓練コース、障がいのある生徒の早期訓練コースのみ記載

なお、福島県委託訓練（障がい者委託訓練）実施要領第4の2に規定の知識・技能習得訓練コース（障がい者向け日本版デュアルシステム）における職場実習、実践能力習得訓練コース及び障がいのある生徒の早期訓練コースを行う場合にあっては、次のことにも留意すること。

- (1) 訓練に関係のない作業に従事させないこと。
- (2) 指導担当者を配置して訓練を実施すること。

7又は8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ定める。